

基準緩和型サービス従事者研修の指定研修実施者に係る指定について Q&A

質 問	回 答
指定研修実施者が研修を実施することにより、市から委託料や補助金は出るのか。	市から指定研修実施者の研修実施に際して、金員の支出はありません。 指定研修実施者に係る指定は、指定研修実施者が実施する研修を基準緩和型サービス従事者研修とすることができる効力を有するものであって、市と指定研修実施者との間に委託契約等が生じるものではありません。
指定研修実施者が研修を実施する際、受講者から受講料を徴収することができるか。	指定研修実施者の判断によりますが、もし受講料を徴収する場合には受講者に対して十分な説明を行ってください。 なお、市が実施する基準緩和型サービス従事者研修では、受講料を徴収していません。
研修で使用するテキストは、市の研修テキストと同じでなければならないか。	市が実施する研修と同等かそれ以上の内容であれば、市の研修テキストと同じである必要はありません。指定研修実施者に係る指定申請の際に使用するテキストを確認しますので、独自のテキストを使用する場合には指定申請の際に必ずお持ちください。 また、指定後に使用するテキストを変更する場合には、新旧のテキストを添えて変更の届出をしてください。
研修の科目や時間を変更することは可能か。	できません。ただし、研修における履修科目の順番を変える等、研修スケジュールの変更については可能です。
市が実施する研修のテキストに沿えば、キャラバン・メイトを講師とせずともよいか。	あくまで認知症サポーター研修の位置づけですから、認められません。キャラバン・メイトを講師として、受講後にオレンジリングを配布してください。
市等が別に実施する認知症サポーター研修を受講していれば、基準緩和型サービス従事者研修において、当該科目を実施せずとも良いか。	お見込みのとおりです。認知症サポーター研修を受講したことにより、基準緩和型サービス従事者研修としての本科目を受講したものとみなします。
認知症サポーター研修を別に受講する場合、基準緩和型サービス従事者研修の修了日はどうすべきか。	基準緩和型サービス従事者研修の修了日（修了証の交付日）は、研修科目①～⑧の全てを受講し終えた日です。 <b>【認知症サポーター研修を受講してから基準緩和型サービス従事者研修を受講したとき】</b> 基準緩和型サービス従事者研修において、研修科目⑦以外の科目をすべて受講し終えた日が修了日です。

【基準緩和型サービス従事者研修の研修科目⑦以外をすべて受講し終えてから、認知症サポーター研修を受講したとき】

認知症サポーター研修を受講し終えた日が修了日です。